

○自動車の使用制限命令

(第 75 条第 2 項)

改正 平成 25 年 12 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日
令和 2 年 12 月 1 日 令和 4 年 10 月 1 日
令和 5 年 3 月 16 日 令和 5 年 4 月 1 日

処分基準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 75 条第 2 項
処分の概要	自動車の使用制限命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 75 条第 1 項(自動車の使用者の義務) 道路交通法施行令第 26 条の 6(自動車の使用の制限の基準)
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	交通部交通指導課企画指導係

別紙

[別紙参照]